

違反対象物の公表制度

平成30年4月1日から重大な消防法令違反のある防火対象物をホームページで確認できるようになりました！



八女消防本部公式 HP

検索



違反対象物の公表制度とは？

ホテル、飲食店、物販店など不特定多数の方が利用される建物や病院、社会福祉施設など一人で避難することが難しい方が利用される建物のうち、立入検査によって重大な消防法令違反（屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備のいずれかの未設置）のある建物を確認した場合に、これらの建物の情報を消防本部のホームページに掲載し、公表する制度のことです。

立入検査の実施

立入検査結果の通知

立入検査結果通知書の交付
①屋内消火栓設備
②スプリンクラー設備
③自動火災報知設備
上記いずれかに義務違反がある場合

公表の事前通知

公表

立入検査結果通知書の交付から14日以上経過しても、その違反が認められる場合に公表します。
①建物の名称、所在地
②違反の内容
③その他必要事項

問い合わせ先

● 八女消防本部予防課 TEL (0943) 24-1119

